

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第16号
事故等種類	衝突（橋桁）
発生日時	平成25年1月28日 10時46分ごろ
発生場所	熊本県上天草市満越ノ瀬戸 上天草市所在の天草大矢野橋橋梁灯（C1灯）から真方位354°15.9m付近 （概位 北緯32°32.7′ 東経130°25.4′）
事故等調査の経過	平成25年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三十八丸光丸、19トン 273-10549熊本、株式会社丸光商事 B クレーン台船 第三十八丸光丸、全長43.00m なし、株式会社丸光商事
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷スパッド上部に打痕及び頂部の吊上げ金具に曲損 大矢野橋 橋桁下部に設置された管理用通路に曲損及び塗装剝離
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、B船の船尾に船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、上天草市本渡港を出港して満越ノ瀬戸経由で熊本県八代港に向かった。 船長Aは、甲板員Aに操船させ、自らも操舵室で見張り等を行っていたが、満越ノ瀬戸に入って大矢野橋まで約500mとなった所で操舵室を下りてB船に赴き、大矢野橋の通航に備え、B船の両舷に設置された海面上高さが約17mのスパッドを下げて約15mとした後、食堂に入って食事の準備を始めた。 甲板員Aは、大矢野橋手前の満越ノ瀬戸南側で漂泊して作業中の数隻の漁船を認めたので、これらの漁船を避けて同瀬戸の中央より北側に寄せて航行した。 A船押船列は、満越ノ瀬戸を平均約5.9ノットの対地速力で東進中、大矢野橋下に差し掛かったところ、平成25年1月28日10時46分ごろB船の左舷側スパッド上部が同橋の橋桁下部に設置された管理用通路に衝突した。 船長A及び甲板員Aは、金属が接触するような音を聞いたが、ふだ

	<p>んから船体が揺れたときにB船で同様の音がすることがあったので、衝突したことに気付かずに航行を続け、2月3日に海上保安官が来船してB船のスパッドの損傷が発見され、初めて衝突したことを知った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期（大潮）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、潮汐が高潮期に当たることを知っていたが、大矢野橋の橋桁の海面上高さを17mとっていたので、B船のスパッドを約15mまで下げれば同橋下を航行できると判断した。</p> <p>船長Aは、大矢野橋について、道路の案内板に橋桁高17mと記載されているのを見ていたので、海図等で大矢野橋の橋桁の海面上高さを確認していなかった。</p> <p>道路の案内板に記載されている大矢野橋の橋桁高は、東京湾平均海面を基準とするものであった。</p> <p>船長Aは、甲板員Aが、押船の船長として数十年の乗船経験があり、満越ノ瀬戸の通航経験も豊富であったので、操船を任せた。</p> <p>海上保安庁刊行の海図及び九州沿岸水路誌には、最高水面から大矢野橋の橋桁最下部までの高さは約14mと記載されている。</p> <p>船長Aは、平成24年6月に2件の大矢野橋橋桁衝突事故が発生した後、海上保安部から橋梁下通航船に対して注意が呼び掛けられていることを知らなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船押船列は、満越ノ瀬戸を通航する際、船長Aが、事前に水路調査を行っていないことから、大矢野橋の橋桁の海図等に記載された海面上高さを知らず、B船のスパッドを適切な高さに下げずに航行し、B船の左舷スパッド上部が大矢野橋の橋桁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船押船列が満越ノ瀬戸を通航する際、船長Aが事前に水路調査を行っていないため、B船の左舷スパッド上部が大矢野橋の橋桁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、航行海域の海図を購入し、事前の水路調査を励行することとした。</p> <p>熊本海上保安部は、平成24年6月に大矢野橋橋桁衝突事故が2件連続して発生したことを受け、沿岸情報提供システム（MICS）等により、橋梁下通航船舶に対し、次のような事故を防ぐポイントを示して注意を呼び掛けていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な水路調査の実施

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 海図による橋桁高さの確認・ 自船の高さの確認・ 潮汐の確認 |
|--|---|